

船舶インシデント調査報告書

平成26年2月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（落雷）
発生日時	平成25年7月1日 11時00分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町屋久島南方沖 屋久島町所在の尾之間 ^{おのあいだ} 灯台から真方位173°51海里付近 （概位 北緯29°24.0′ 東経130°41.0′）
インシデント調査の経過	平成25年7月4日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{りょうあん} 漁安丸、19トン MZ2-10030（漁船登録番号）、個人所有 14.96m（Lr）×3.85m×1.98m、FRP ディーゼル機関、610kW（動力漁船登録票による）、平成6年3月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年8月6日 免許証交付日 平成22年8月9日 （平成27年8月8日まで有効） 機関長 男性 48歳 四級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 平成1年4月6日 免状交付年月日 平成24年8月3日 免状有効期間満了日 平成29年10月18日
死傷者等	なし
損傷	無線機、航海計器、魚群探知機、操舵装置、リモコン装置等に焼損
インシデントの経過	本船は、船長、機関長ほか4人が乗り組み、屋久島南方沖において、はえ縄を巻き上げるため、船長が、操舵室で操船指揮に就き、機関長ほか4人を操舵室前の甲板に配置し、ラインホーラーではえ縄を右舷船首部から巻き上げる作業に当たらせ、平成25年7月1日10時50分ごろはえ縄を巻き始めた。 船長は、はえ縄を巻き始めた頃、遠くに稲光を1回認めたものの、

	<p>雷鳴は聞こえず、雨がポツポツと降り始めたが、積乱雲は出てなく、ところどころに青空が見えていた。</p> <p>本船は、11時00分ごろ、屋久島南方沖で約2ノットの対地速力ではえ縄の巻揚げ作業中、無線機のアンテナ等に落雷して操舵室内に設置の無線機、航海計器等から火花が発生し、操舵室右舷側でリモコン装置による操船を行っていた船長が、跳ね飛ばされた。</p> <p>船長は、落雷による轟音^{ごうおん}で激しい耳鳴りが続くため、室内でしゃがみ込んでいたところ、11時15分ごろ、甲板員から、落雷でラインホーラーの運転が不能となり、巻き揚げたはえ縄が海へ引きずられていることを知らされたが、リモコン装置による操船が不能となっていたため、操縦ハンドルを操作して機関を中立運転とした。</p> <p>船長は、操舵装置の金属コイル入り油圧ホースが落雷によって破損し、作動油が漏えいして操舵不能となったため、救援を要請することとしたが、無線機が使用不能となっていたので、11時30分ごろイパーブ（非常用位置指示無線標識装置）のスイッチを入れて遭難信号を発信した。</p> <p>本船は、11時37分ごろ海上保安庁によって遭難信号が受信され、13時43分ごろ捜索中の海上保安庁の航空機に見えられた後、22時10分ごろ会合した巡視船によって乗組員6人の無事が確認された。</p> <p>本船は、落雷によってラインホーラーが使用不能となったため、船舶所有者が手配した僚船によってはえ縄が引き揚げられ、2日10時00分ごろ別の僚船によってえい航が開始され、3日04時00分ごろ宮崎県日南市油津港^{あぶらつ}に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、無線機用アンテナ、航海計器用アンテナ、操舵室窓枠、操縦スタンド、ラインホーラーの起動器等に落雷の痕跡が認められた。</p> <p>無線機、航海計器、リモコン装置等は、主に内部の電子基板等が高電圧のために焼損し、使用不能となった。</p> <p>運転中の発電機は、落雷後も異常なく運転され、操舵室に設けられた配電盤は、発電機の電源投入用のブレーカーが投入位置にあり、メーター及びアースランプが焼損していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、屋久島南方沖ではえ縄の巻揚げ作業中、無線機のアンテナ等に落雷したことから、無線機、航海計器、操舵装置等が使用不能となり、運航不能となったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、屋久島南方沖ではえ縄の巻揚げ作業中、無線機のアンテナ等に落雷したため、無線機、航海計器、操舵装置等が使用不能となったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶への落雷を保護するための避雷針 P D C E の設置が望ましい。